

令和2年度三木金物ニューハードウェアを募集

三木市では、三木金物産業の振興を図るため、令和2年度三木金物ニューハードウェアを下記の要領により募集します。審査により認められた製品は「三木金物ニューハードウェア賞認定製品」として、全国へPRします。

- 1 募集製品** 下記(1)～(5)のいずれかに当てはまる製品のうち、特に新規性の優れたもので申請者が企画開発し、製品の機能を果たす上で最も重要となる部分が三木市及び隣接市町で生産されたもの
 - (1) 利器工匠具類
 - (2) 作業工具及びその他工具類
 - (3) 機械及び機械部品並びに取付具
 - (4) 建築金物類
 - (5) 三木金物産業及び三木金物関連産業の振興に寄与する製品
- 2 申請資格** 三木市内に住所及び主たる事業所を有する個人または、三木市内に本店を有する法人であって、市税を完納しており、かつ次のいずれかに該当する場合
 - (1) 自社の生産設備を有し、1に掲げる製品の製造業を営む個人または法人
 - (2) 1に掲げる製品の企画開発を自ら行い販売する卸売業を営む個人または法人
- 3 応募点数** 1事業所あたり3点以内
- 4 募集期間** 4月1日(水)～24日(金)午後5時まで
- 5 提出書類** 所定の申請書類に必要事項を記入の上、製品を添えて提出してください。申請書受付時に製品についての質問をする場合がありますので、説明可能な方が来庁してください。申請書類は、市役所2階商工振興課及び三木商工会議所、三木工業協同組合事務局、全三木金物卸商協同組合事務局に用意しています。なお、商工振興課のホームページからダウンロードも可能です。
- 6 審査及び公表** 三木市金物振興審議会及び専門委員により新規性・機能性・市場性・デザイン性について採点制で審査を行います。なお、審査結果は、申請者に通知するとともに市広報、日刊紙等に公表します。
- 7 賞** 賞状及び最高30万円の助成金を交付します。デザイン性については、特に優秀と認められる製品についてはデザイン特別賞として認定します。

問い合わせ・応募先 三木市産業振興部商工振興課かなもの振興係
電話 0794-82-2000 (内線 2232)
〒673-0492 三木市上の丸町10番30号